

京都市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年3月30日

京都市人事委員会

委員長 彦惣 弘

京都市人事委員会規則第5号

京都市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

京都市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 公益社団法人京都市観光協会

(4) 公益財団法人京都市学校給食協会

第2条第1項第8号を次のように改める。

(8) 一般財団法人伝統的工芸品産業振興協会

第2条第1項第10号を次のように改める。

(10) 公益財団法人京都伝統産業交流センター

第2条第1項第11号を削り、同項第12号を同項第11号とし、同号の次に次の1号を加える。

(12) 公益財団法人京都市芸術文化協会

第2条第1項中第13号及び第14号を削り、第15号を第13号とし、第16号から第19号までを2号ずつ繰り上げ、第20号を削り、第21号を第18号とし、第22号を第19号とし、同号の次に次の1号を加える。

(20) 公益財団法人廃棄物・3R研究財団

第2条第1項中第23号を削り、第24号を第21号とし、第25号から第27号までを3号ずつ繰り上げ、第28号を削り、第29号を第25号とし、第30号から第38号までを4号ずつ繰り上げ、第39号を第35号とし、同号の次に次の1号を加える。

(36) 公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー

第2条第1項中第40号を削り、第41号を第37号とし、第42号から第44号までを4号ずつ繰り上げ、同条第2項中「地方独立行政法人京都市立病院機構」を「次に掲げる法人」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 地方独立行政法人京都市立病院機構

(2) 公立大学法人京都市立芸術大学

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(人事委員会事務局調査課)